○　身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について（平成15年１月10日障発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)（抄）

別添

（変更点は下線部）

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| 別紙  身体障害認定基準  第１　（略）  第２　個別事項  　一～四　（略）  　五　内臓の機能障害  　　１～６　（略）  　　７　肝臓機能障害  ア　等級表１級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。  （ア）　Child－Pugh分類（注26）の合計点数が7点以上であって、肝性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち肝性脳症又は腹水の項目を含む3項目以上が2点以上の状態が、90日以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続くもの。  （イ）　（略）  イ　等級表２級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。  （ア）　Child－Pugh分類（注26）の合計点数が7点以上であって、肝性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち肝性脳症又は腹水の項目を含む3項目以上が2点以上の状態が、90日以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続くもの。  （イ）　（略）  ウ　等級表３級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。  （ア）　Child－Pugh分類（注26）の合計点数が7点以上の状態が、90日以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続くもの。  （イ）　（略）  エ　等級表４級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。  （ア）　Child－Pugh分類（注26）の合計点数が7点以上の状態が、90日以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続くもの。  （イ）　（略）  オ　（略）  （注26）　Child－Pugh分類　（略）  六　（略） | 別紙  身体障害認定基準  第１　（略）  第２　個別事項  　一～四　（略）  　五　内臓の機能障害  　　１～６　（略）  　　７　肝臓機能障害  ア　等級表１級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。  （ア）　Child－Pugh分類（注26）の合計点数が10点以上であって、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち1項目以上が3点の状態が、90日以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続くもの。  （イ）　（略）  イ　等級表２級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。  （ア）　Child－Pugh分類（注26）の合計点数が10点以上であって、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち1項目以上が3点の状態が、90日以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続くもの。  （イ）　（略）  ウ　等級表３級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。  （ア）　Child－Pugh分類（注26）の合計点数が10点以上の状態が、90日以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続くもの。  （イ）　（略）  エ　等級表４級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。  （ア）　Child－Pugh分類（注26）の合計点数が10点以上の状態が、90日以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続くもの。  （イ）　（略）  オ　（略）  （注26）　Child－Pugh分類　（略）  六　（略） |